

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



令和4年9月30日まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割

令和4年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

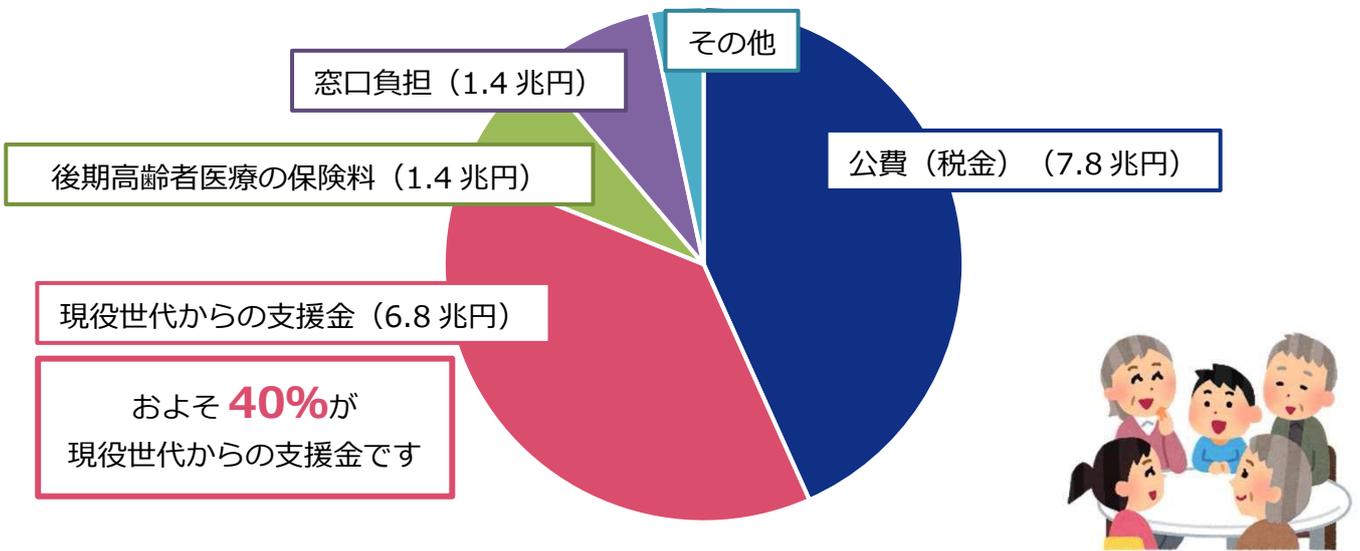
被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円) ※令和3年度予算ベース



約300万人増加

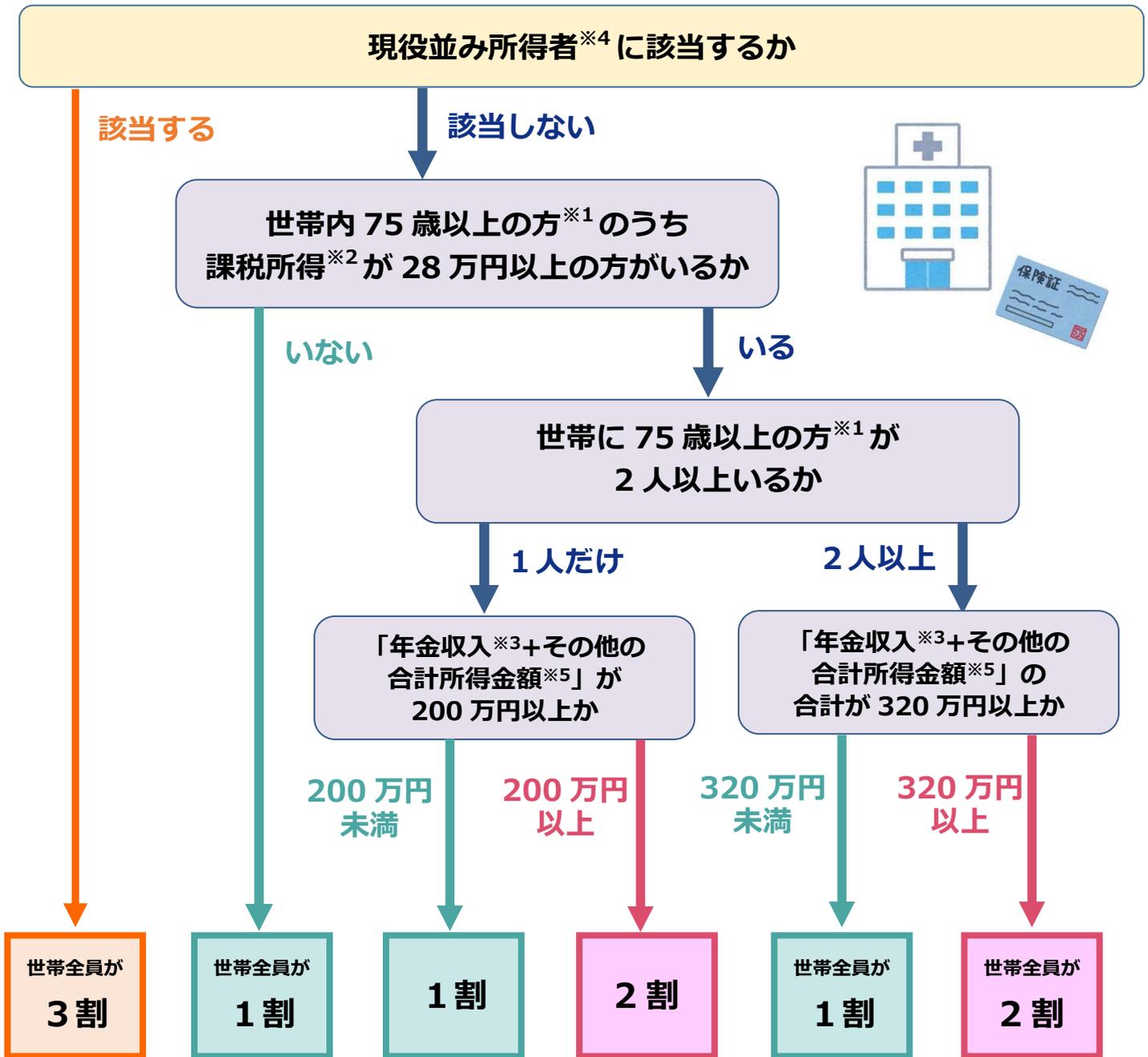
75歳以上人口の増加

現役世代からの支援金の増加



窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、75 歳以上の方^{※1} の課税所得^{※2} や年金収入^{※3} をもとに、世帯単位で判定します。
(令和 3 年中の所得をもとに、令和 4 年 9 月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75 歳以上の方(65~74 歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金等の非課税年金は含みません。
- ※4 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

窓口負担割合2割となる方には 負担を抑える制度があります

- 令和4年10月1日から3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 制度の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

【制度が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

1割の場合の窓口自己負担額 ①	5,000
2割の場合の窓口自己負担額 ②	10,000
負担増加額 ③ (②-①)	5,000
窓口負担増加額の上限 ④	3,000
払い戻し (③-④)	2,000



高額療養費として、登録されている口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 三重県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や市役所が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問合せください。

書類は必ず
郵送でお届けします



不審な電話に注意してください

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問合せ先

今回の制度改正の見直しの背景等に関するお問合せ
○厚生労働省コールセンター (0120-002-719)

その他のお問合せ

○三重県後期高齢者医療広域連合 (059-221-6883)
○鈴鹿市健康福祉部福祉医療課 (059-382-7627)

不審な連絡があったときは、お住まいの都道府県の警察署 (#9110) または消費生活センター (059-375-7611) までお問合せください。